

議案第 33 号

米原市子ども・子育て審議会条例の一部を改正する条例について

米原市子ども・子育て審議会条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定することについて議会の議決を求める。

平成 27 年 2 月 27 日提出

米 原 市 長 平 尾 道 雄

提案理由

子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成 24 年法律第 67 号)による児童福祉法(昭和 22 年法律第 164 号)の一部改正等に伴い、米原市子ども・子育て審議会の所掌事項を改正するため、この案を提出するものである。

米原市子ども・子育て審議会条例の一部を改正する条例

米原市子ども・子育て審議会条例（平成 25 年米原市条例第 22 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 項を次のように改める。

審議会の所掌事項は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 法第 77 条第 1 項各号に規定する事務に関すること。
- (2) 児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 34 条の 15 第 4 項の規定に基づく家庭的保育事業等の認可に関して協議すること。
- (3) 米原市放課後児童健全育成事業の設備および運営に関する基準を定める条例（平成 26 年米原市条例第 67 号）第 3 条第 3 項および米原市家庭的保育事業等の設備および運営に関する基準を定める条例（平成 26 年米原市条例第 69 号）第 4 条第 3 項の規定に基づく意見に関すること。
- (4) 前 3 号に掲げるもののほか、子ども・子育て支援施策の推進に関し必要な事項

付 則

この条例は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

米原市子ども・子育て審議会条例新旧対照表

改正後	現 行
<p>米原市子ども・子育て審議会条例</p> <p>第1条 略</p> <p>(所掌事項)</p> <p>第2条 審議会の所掌事項は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>(1) 法第77条第1項各号に規定する事務に関すること。</p> <p>(2) 児童福祉法(昭和22年法律第164号)第34条の15第4項の規定に基づく家庭的保育事業等の認可に関して協議すること。</p> <p>(3) 米原市放課後児童健全育成事業の設備および運営に関する基準を定める条例(平成26年米原市条例第67号)第3条第3項および米原市家庭的保育事業等の設備および運営に関する基準を定める条例(平成26年米原市条例第69号)第4条第3項の規定に基づく意見に関すること。</p> <p>(4) 前3号に掲げるもののほか、子ども・子育て支援施策の推進に関し必要な事項</p> <p>2 略</p> <p>第3条以下 略</p> <p>付 則</p> <p><u>この条例は、平成27年4月1日から施行する。</u></p>	<p>米原市子ども・子育て審議会条例</p> <p>第1条 略</p> <p>(所掌事項)</p> <p>第2条 審議会は、市長の諮問に応じ、法第77条第1項各号に掲げる事項その他子ども・子育て支援に関する重要事項について調査審議し、その結果を答申する。</p> <p>2 略</p> <p>第3条以下 略</p>